

滋賀県ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業実施要領

1 事業の目的

この事業は、「ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業の実施について」（平成26年3月31日付け健肝発0331第1号厚生労働省健康局疾病対策課肝炎対策推進室長通知（令和2年3月27日一部改正））の別紙「ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業実施要領」に基づき、肝炎ウイルス検査陽性者を早期治療につなげ、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図ることを目的とする。

2 実施主体

滋賀県

3 職域検査促進事業

（1）実施方法

ア 職域での健康診断を実施する保険者（協会けんぽ等）（以下「保険者」という。）や肝炎ウイルス検査を実施する医療機関（以下「検診機関」という。）の協力を得て、以下①または②により肝炎にかかる啓発もしくは肝炎ウイルス検査への勧奨を行う。

イ この場合、保険者や検診機関と実施方法について協議の上、肝炎ウイルス検査の個別勧奨のための資材等の提供もしくは同等の効果を得られると考えられる啓発用資材の提供を行う。

ウ 資材等の提供または委託をうけた保険者、検診機関については、以下③により滋賀県あて報告を行う。

① 全国健康保険協会（以下「協会けんぽ」という。）等の場合

協会けんぽ等（各都道府県の協会けんぽ支部、国民健康保険組合等）が行う肝炎ウイルス検査の実施に際して、加入する事業所の従業員等に対する肝炎対策への理解浸透および肝炎ウイルス検査への受検を促すよう、検診機関または加入事業所を通じて肝炎にかかる啓発もしくは肝炎ウイルス検査への勧奨を行う。

② 健康保険組合等の場合

健康保険組合等が実施する職域健診等において、検診機関による肝炎ウイルス検査の実施に際して、加入する事業所の従業員等に対する肝炎対策への理解浸透、および肝炎ウイルス検査への受検を促すよう、検診機関または加入している健康保険組合等を通じて肝炎にかかる啓発もしくは肝炎ウイルス検査への勧奨を行う。

③ 実施状況の取りまとめ

上記①および②により実施する場合、別紙様式1により報告を行う。

この際、勧奨を行った者の動向の把握が困難であれば、啓発または勧奨を行った事業所など一定の範囲を区切って報告を行ってもよい。

(2) 対象者

ア 啓発の対象は、事業所の従業員とする。ただし、効率等を勘案して事業所毎に行うなど計画的に実施してもよい。

イ 勧奨の対象は、基本的に、過去、肝炎ウイルス検査を受けていない者とするが、この際、当検査を受けているか不明である場合は、可能性のある者まで幅広く勧奨することも可とする。

(3) 留意点

ア 上記の実施においては、肝疾患診療連携拠点病院からの協力を得て、適切な情報が提供されるよう留意すること。

イ 「肝炎患者等支援対策事業」または「肝炎情報センター戦略的強化事業」に定める事業を活用し、必要に応じて事業所の従業員に対する説明をあわせて実施するなど本事業の効果が上がるよう工夫すること。

ウ 必要であれば、自治体が行う肝炎ウイルス検査の案内を行うなど、希望する者が当検査を受けられるよう配慮すること。

エ (1) ③による報告の際、外部に個人が特定されるようなことが無いよう、取扱いについて留意するとともに、必要により保険者や検診機関など関係者と協議を行う。

オ 肝炎ウイルス検査の勧奨にあたっては、自主的な受診を促す形で行うとともに、必要によっては検査希望者を募るなど各者の意向に沿った対応が図られるよう留意すること。

4 陽性者のフォローアップ

(1) 対象者

ア 滋賀県在住者で、滋賀県特定感染症等検査事業および滋賀県肝炎ウイルス検査事業の肝炎ウイルス検査において、HBs抗原検査の結果において「陽性」と判定された者または「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定された者（以下「陽性者」という。）。

イ 5の初回精密検査費用および定期検査費用の請求により把握した陽性者

ウ その他、市町（特別区含む。以下「市町」という。）や医療機関等で実施する肝炎ウイルス検査（職域で実施する肝炎ウイルス検査（以下「職域の肝炎ウイルス検査」という。）、母子保健法に基づき市町が実施する妊婦健康診査における肝炎ウイルス検査

（以下「妊婦健診の肝炎ウイルス検査」という。）および手術前１年以内に行われた肝炎ウイルス検査（以下「手術前の肝炎ウイルス検査」という。）を含む。）を受けた者などの検査により判定された陽性者

フォローアップに当たっては、個人情報の取扱いに留意のうえ、必要に応じ県内の市町の健康増進事業担当部局や母子保健担当部局等と連携を図るとともに、その実施においては、肝疾患診療連携拠点病院や市町等の適当と認められる実施機関に委託することができる。

なお、市町が実施する検査により判定された陽性者についても、本事業のフォローアップの対象とすることができる。

一方、本事業のフォローアップの対象者を市町の健康増進事業におけるフォローアップの対象とすることができる。

（２）実施方法

別紙様式２による同意書等により肝炎ウイルス検査の前または後で本人の同意を得ている対象者に対し、別添様式３による調査票を年１回送付する等により医療機関の受診状況や診療状況を確認するとともに、未受診の場合は、必要に応じて電話等により受診を勧奨する。

５ 初回精密検査費用および定期検査費用の助成

（１）実施方法

ア 対象者が保険医療機関（健康保険法（大正１１年法律第７０号）に規定する保険医療機関をいう。）のうち、別に示す検査実施医療機関において初回精密検査または定期検査を受診し、医療保険各法（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）に規定する医療保険各法をいう。以下同じ。）または高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付を受けた場合、対象者が負担した費用を交付する。

イ 前項の金額は、医療保険各法の規定による医療または高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した検査費用の額の合計額から、医療保険各法または高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付に関し保険者が負担すべき額を控除した額のうち、知事が認めた額とする。ただし、（２）②に該当する者については、１回につき、次のａに規定する額からｂに規定する額を控除した額とする。

ａ 医療保険各法の規定による医療又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した検査費用の額の合計額から医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付に関し保険者が負担すべき額を控除した額

ｂ 別表に定める自己負担限度額

この際、別表甲または乙に該当するかについては、(6)②イの課税等証明書等により確認するものとする。なお、別表に該当しない場合または当該控除した額が零以下となる場合には、助成は行わない。

(2) 対象者

① 初回精密検査

ア 滋賀県特定感染症等検査事業、大津市特定感染症等検査事業、滋賀県肝炎ウイルス検査事業、大津市肝炎ウイルス検査事業における肝炎ウイルス検査もしくは県内市町の実施する健康増進事業の肝炎ウイルス検診において陽性と判定された者であって、以下の全ての要件に該当する者

- a 滋賀県内に住所を有する者
- b 医療保険各法の規定による被保険者または被扶養者ならびに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者
- c 令和5年4月1日以降であって、1年以内に滋賀県特定感染症等検査事業、大津市特定感染症等検査事業、滋賀県肝炎ウイルス検査事業、大津市肝炎ウイルス検査事業および県内市町の実施する健康増進事業の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者
- d 4の陽性者のフォローアップに同意した者

なお、健康増進事業における陽性者フォローアップに同意している者も対象とする。

イ 職域の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者であって、以下の全ての要件に該当する者

- a 滋賀県内に住所を有する者
- b 医療保険各法の規定による被保険者または被扶養者ならびに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者
- c 令和5年4月1日以降であって、1年以内に職域の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者
- d 4の陽性者のフォローアップに同意した者

ウ 妊婦健診の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者であって、以下の全ての要件に該当する者

- a 滋賀県内に住所を有する者
- b 医療保険各法の規定による被保険者または被扶養者ならびに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者
- c 原則、令和5年4月1日以降であって、1年以内に妊婦健診の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者

なお、出産後の状況等に鑑み特段の事情がある場合には、この限りではない。

また、各医療機関に配置されている肝炎医療コーディネーター（医師、看護師、薬剤師、管理栄養士、臨床検査技師、助産師、医療ソーシャルワーカーをはじめとする

医療従事者や医療機関職員等）の連携等を通じて、対象者が当該制度につながるよう留意されたい。

d 4の陽性者のフォローアップに同意した者

エ 手術前の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者であって、以下の全ての要件に該当する者

a 滋賀県内に住所を有する者

b 医療保険各法の規定による被保険者または被扶養者ならびに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者

c 原則、令和5年4月1日以降であって、1年以内に手術前の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者

なお、手術後の状況等に鑑み特段の事情がある場合には、この限りではない。

また、各医療機関に配置されている肝炎医療コーディネーター（医師、看護師、薬剤師、管理栄養士、臨床検査技師、助産師、医療ソーシャルワーカーをはじめとする医療従事者や医療機関職員等）の連携等を通じて、対象者が当該制度につながるよう留意されたい。

d 4の陽性者のフォローアップに同意した者

② 定期検査

以下の全ての要件に該当する者とする。

ア 滋賀県内に住所を有する者

イ 医療保険各法の規定による被保険者または被扶養者ならびに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者

ウ 肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎、肝硬変および肝がん患者（治療後の経過観察を含む）

エ 住民税非課税世帯に属する者または市町村民税（所得割）課税年額が 235,000 円未満の世帯に属する者

オ 4の陽性者のフォローアップに同意した者

なお、健康増進事業における陽性者フォローアップに同意している者も対象とする。

カ 肝炎治療特別促進事業の受給者証の交付を受けていない者

（3）助成対象費用

① 初回精密検査

初診料（再診料）、ウイルス疾患指導料および下記の検査に関連する費用として県が認めた費用。ただし、医師が真に必要と判断したものに限る。

なお、これらの検査が複数の日にわたる場合において、検査日がおおむね1ヶ月以内の期間に属するものについては、一連の検査とみなすことができるものとする。

ア 血液形態・機能検査（末梢血液一般検査、末梢血液像）

イ 出血・凝固検査（プロトロンビン時間、活性化部分トロンボプラスチン時間）

ウ 血液化学検査（総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、ALP、ChE、 γ -GT、総コレステロール、AST、ALT、LD）

エ 腫瘍マーカー（AFP、AFP-L3%、PIVKA-II半定量、PIVKA-II定量）

オ 肝炎ウイルス関連検査（HBe抗原、HBe抗体、HCV血清群別判定、HBVジェノタイプ判定等）

カ 微生物核酸同定・定量検査（HBV核酸定量、HCV核酸定量）

キ 超音波検査（断層撮影法（胸腹部））

② 定期検査

ア 初診料（再診料）、ウイルス疾患指導料および上記の検査に関連する費用として県が認めた費用。ただし、医師が真に必要と判断したものに限る。

なお、これらの検査が複数の日にわたる場合において、検査日がおおむね1ヶ月以内の期間に属するものについては、一連の検査とみなすことができるものとする。

また、肝硬変・肝がん（治療後の経過観察を含む。）の場合は、超音波検査に代えてCT撮影またはMRI撮影を対象とすることができ、いずれの場合も、造影剤を使用した場合の加算等の関連する費用も対象とする。

イ 定期検査費用の助成に係る医師の診断書作成費用。ただし、（6）②エに該当し添付が省略できる場合にあっては、助成は行わない。

（4）助成回数

① 初回精密検査 1回

② 定期検査 1年度2回（①の検査を含む）

（5）検査実施医療機関等

① 初回精密検査

滋賀県肝疾患診療連携拠点病院または滋賀県肝疾患専門医療機関とする。

② 定期検査

①に規定する病院もしくは医療機関または日本肝臓学会肝臓専門医が勤務する医療機関とする。

ただし、令和6年4月1日以降に実施されていること。

（6）検査費用の請求

医療保険の加入関係の確認は、申請者等が加入する医療保険の保険者から交付された「資格情報のお知らせ」もしくは「資格確認書」またはマイナポータルからアクセスできる医療保険の「資格情報画面」（あらかじめマイナポータルからダウンロードした医療保険の資格情報のPDFファイルを表示した画面を含む。）により確認を行うこととする。

なお、経過措置として、令和6年12月1日時点で発行されている健康保険証は最大で

1年間、従前のとおり使用することが可能であることから、それまでの間は、住所や負担割合等に変更がない限り、健康保険証による確認も可能とする。

① 初回精密検査

ア 受付機関

県内保健所（大津市民にあつては大津市保健所）

イ 提出書類

検査費用請求には次の書類を提出する。

a 滋賀県特定感染症等検査事業、大津市特定感染症等検査事業、滋賀県肝炎ウイルス検査事業、大津市肝炎ウイルス検査事業または県内市町の実施する健康増進事業の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者

- 1) 請求書（別紙様式4-1）
- 2) 医療機関の領収書
- 3) 診療明細書
- 4) 肝炎ウイルス検査結果通知書（県保健所、県内市町または肝炎検査委託医療機関発行のもの、写し可）
- 5) 県または市町が実施するフォローアップ事業参加同意書の写し
- 6) 知事が申請内容の審査に必要と認める書類等

b 職域の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者

- 1) 請求書（別紙様式4-1）
- 2) 医療機関の領収書
- 3) 診療明細書
- 4) 肝炎ウイルス検査結果通知書（写し可）
- 5) 職域検査受検証明書（対象者が保有している場合に限る。）（別紙様式4-2）
- 6) 県または市町が実施するフォローアップ事業参加同意書の写し
- 7) 知事が申請内容の審査に必要と認める書類等

ただし、対象者からの請求に5) 職域検査受検証明書の添付がない場合は、医療機関への照会について1) 請求書において対象者本人の同意を得ることとする。

c 妊婦健診の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者

- 1) 請求書（別紙様式4-1）
- 2) 医療機関の領収書
- 3) 診療明細書
- 4) 母子健康手帳の検査日、検査結果が確認できるページの写し
- 5) 県または市町が実施するフォローアップ事業参加同意書の写し
- 6) 知事が申請内容の審査に必要と認める書類等

ただし、母子健康手帳により検査日等が確認できない場合は、医療機関が発行する検査結果通知書により確認するものとする。

d 手術前の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者

- 1) 請求書（別紙様式4-1）
- 2) 医療機関の領収書
- 3) 診療明細書
- 4) 肝炎ウイルス検査結果通知書（写し可）
- 5) 肝炎ウイルス検査後に受けた手術に係る手術料が算定されたことが確認できる診療明細書
- 6) 県または市町が実施するフォローアップ事業参加同意書の写し
- 7) 知事が申請内容の審査に必要と認める書類等

ウ 申請書受付期間

令和7年4月21日まで

② 定期検査

ア 受付機関

県内保健所（大津市民にあつては大津市保健所）

イ 提出書類

検査費用請求には次の書類を提出する。

- 1) 請求書（別紙様式4-4）
- 2) 医療機関の領収書
- 3) 診療明細書
- 4) 世帯全員の住民票の写し
- 5) ウの住民税課税証明書等
- 6) 医師の診断書（別紙様式5）
- 7) 県または市町が実施するフォローアップ事業参加同意書の写し
- 8) 知事が申請内容の審査に必要と認める書類等

ウ 自己負担限度額階層区分の認定に係る課税等証明書等の提出について

- a 別表による自己負担限度額階層区分の甲に当たる場合、申請者が属する住民票上の世帯のすべての構成員（以下「世帯構成員」という。）に係る市町村民税課税証明書等を提出するものとする。

一方、乙にあたる場合は、世帯構成員の住民税非課税証明書を提出するものとする。

ただし、申請者およびその配偶者と相互に地方税法上および医療保険上の扶養関係にない者（配偶者以外の者に限る。）については、別紙様式6による市町村民税額合算対象除外希望申請書に基づき、世帯構成員における市町村民税課税年額の合算対象から除外することを認めることができるものとする。

- b 市町村民税課税年額の算定に当たっては、次に定めるところによるものとする。

- (a) 平成24年度以降に実施された定期検査分の市町村民税課税年額の算定にあたっては、「控除廃止の影響を受ける制度等（厚生労働省健康局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」（平成23年12月21日健発1221第8号厚生労働省健

康局長通知)により計算を行うものとする。

(b) 平成30年度以降に実施された定期検査分の市町村民税課税年額の算定に当たっては、市町村民税所得割の納税義務者が地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の区域内に住所を有する場合については、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成29年法律第2号)第1条による改正前の地方税法に規定する市町村民税所得割の標準税率(6%)により算定を行うものとする。

(c) 平成30年9月から令和2年12月までの期間に実施された定期検査における市町村民税課税年額の算定にあたっては、申請者を含む世帯構成員のいずれかが、未婚のひとり親として、地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当することとなる者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当することとなる者であるときは、その者を同項第11号イに定める寡婦または同項第12号に定める寡夫とみなして、同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者として、または同法第314条の2第1項第8号の規定による寡婦控除および寡夫控除ならびに同条第3項の規定による特別寡婦控除が適用された場合の所得割額を用いることとして、算定を行うことができるものとする。

エ 対象者は申請の際、上記 イ および ウ によらず、以下要件に該当する場合は、以下に掲げる書類を省略することができる。

a 医師の診断書

(a) 以前に滋賀県知事から定期検査費用の支払いを受けた場合(以前支払を受けた時に比べ、慢性肝炎から肝硬変への移行など病態に変化があった場合は除く。)

(b) 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の申請において臨床調査個人票および同意書を提出した場合

b 世帯全員の住民票の写し、世帯全員の課税等証明書等または住民税非課税証明書、市町村民税額合算対象除外希望申請書

以下に該当する場合において、従前に滋賀県知事へ提出した書類と同様の内容である場合。なお、いずれも同一年度内とする。

(a) 1回目の定期検査費用の助成を受けた場合

(b) 肝炎治療特別促進事業による肝炎治療受給者証の交付を受けた場合

オ 申請書受付期間

令和7年4月21日まで

(7) 検査費用の支払いについて

知事は、請求を受けたときは、その内容を審査して支払額を決定し、申請者が指定した振込先に速やかに支払うものとする。

知事は、内容を審査した際、対象者からの請求に職域検査受検証明書の添付がなく、対象者が職域の肝炎ウイルス検査を受けたことを確認できない場合は、対象者本人の同意を得て、別紙様式例4-3により医療機関に照会を行い、および医療機関から回答を受けることとする。

6 実施に当たっての留意事項

事業の実施に際して、関係者は個人のプライバシー等人権の保護に十分配慮しなければならない。

7 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

付則

この要領は、平成27年7月27日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

付則

この要領は、平成28年6月8日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

付則

この要領は、平成29年6月12日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

付則

この要領は、平成30年4月24日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

付則

この要領は、平成31年4月18日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

付則

この要領は、令和2年5月25日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

付則

この要領は、令和3年5月20日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

付則

この要領は、令和4年6月7日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

付則

この要領は、令和5年5月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

付則

この要領は、令和6年4月1日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

付則

この要領は、令和6年12月2日から施行し、令和6年12月2日から適用する。

(別表)

定期検査費用の助成における自己負担限度額表

		自己負担限度額 (1回につき)	
		慢性肝炎	肝硬変 肝がん
甲	市町村民税(所得割)課税年額が 235,000円未満の世帯に属する者	2,000円	3,000円
乙	住民税非課税世帯に属する者	0円	0円

(別紙1)

肝疾患診療連携拠点病院および肝疾患専門医療機関

滋賀県肝疾患診療連携拠点病院・専門医療機関 一覧表

令和6年11月7日 現在

滋賀県肝疾患診療連携拠点病院

医療圏	病院名	住所	電話	FAX
大津	大津赤十字病院	大津市長等1丁目1-35	077-522-4131	077-525-8018
大津	滋賀医科大学医学部附属病院	大津市瀬田月輪町	077-548-2111	077-548-9739

滋賀県肝疾患専門医療機関

医療圏	医療機関名	住所	電話	FAX
大津	市立大津市民病院	大津市本宮2丁目9-9	077-522-4607	077-521-5414
大津	独立行政法人 地域医療機能推進機構 滋賀病院	大津市富士見台16-1	077-537-3101	077-534-0566
大津	医療法人 瀬古内科クリニック	大津市馬場3丁目2-25	077-510-5755	077-510-5766
大津	医療法人社団 岡島内科胃腸科医院	大津市大江4丁目19-12	077-545-8600	077-543-9774
大津	なかじま内科・整形スポーツクリニック	大津市長等2丁目10番1号 TRJメディカルビルディング3F	077-536-5181	077-536-5182
大津	医療法人オクムラフォレストールクリ ニク	大津市松原町14-19	077-548-6210	077-548-6211
大津	たいら内科・消化器内科クリニック	大津市月輪3丁目33番1号	077-548-6371	077-548-6372
湖南	社会医療法人誠光会 淡海医療センター	草津市矢橋町1660	077-563-8866	077-565-9313
湖南	滋賀県立総合病院	守山市守山5丁目4-30	077-582-5031	077-582-5426
湖南	社会福祉法人恩賜財団 済生会守山市民病院	守山市守山4丁目14番1号	077-582-5155	077-598-1255
湖南	社会福祉法人恩賜財団 済生会滋賀県病院	栗東市大橋2丁目4-1	077-552-1221	077-553-8259
湖南	市立野洲病院	野洲市小篠原1094番地	077-587-1332	077-587-5004
甲賀	公立甲賀病院	甲賀市水口町松尾1256	0748-62-0234	0748-63-0588
東近江	近江八幡市立総合医療センター	近江八幡市土田町1379	0748-33-3151	0748-33-4877
東近江	公益財団法人 近江兄弟社 ヴォーリス記念病院	近江八幡市円山町927番地の1	0748-32-5211	0748-32-2152
東近江	東近江市立能登川病院	東近江市猪子町191	0748-42-1333	0748-42-6571
東近江	医療法人 金岡医院	東近江市佐野町282番地7	0748-42-7333	0748-42-7334
東近江	医療法人社団昂会 日野記念病院	蒲生郡日野町大字上野田200番地1	0748-53-1201	0748-53-1455
湖東	彦根市立病院	彦根市八坂町1882	0749-22-6050	0749-26-0754
湖北	市立長浜病院	長浜市大成亥町313	0749-68-2300	0749-65-1259
湖北	長浜赤十字病院	長浜市宮前町14-7	0749-63-2111	0749-63-2119
湖西	高島市民病院	高島市勝野1667	0740-36-0220	0740-36-1341